

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

キキクル

気象庁は、大雨による災害発生（土砂災害、浸水害、洪水）の危険度を5段階で地図上にリアルタイム表示する「危険度分布」の愛称を決定。避難の判断に活用。

今週のコよみ

ご自分の予定を確認して下さい

3/29(月) 赤口	
30(火) 先勝	
31(水) 友引	1月決算法人の確定申告ほか月末時の税務・労務
4/1(木) 先負	消費税の総額表示義務化、米大リーグ開幕
2(金) 仏滅	
3(土) 大安	競泳・日本選手権(～10日)
4(日) 赤口	清明

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
3/22(月)	29,174 ▼618	108.68 △0.06
23(火)	28,996 ▼178	108.76 ▼0.08
24(水)	28,406 ▼590	108.60 △0.16
25(木)	28,730 △324	109.08 ▼0.48
26(金)	29,177 △447	109.32 ▼0.24

4月から開始される主な制度等(税制以外)

来月から開始される主な制度等は以下の通りです。

◎年金額改定ルールの見直し……賃金変動率が物価変動率を下回る場合には、賃金の変動率に合わせて年金額を改定します。これにより、令和3年度の年金額は0.1%の引下げとなります。

◎総額表示の義務付け……消費税転嫁対策特別措置法が失効することに伴い、消費者に対する商品等の価格表示(値札や広告、ホームページなど)は、税込価格を表示する必要があります。

◎中小企業への「同一労働同一賃金」の適用……中小企業においてもパートタイム・有期雇用労働法が適用となり、同一企業内における正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与、手当、福利厚生などの待遇について、不合理な差を設けることが禁止されます。

◎改正高年齢者雇用安定法の施行……70歳までの高年齢者就業確保措置(定年引上げ、継続雇用制度の導入、定年廃止、創業支援等措置)を実施することが事業主の努力義務となります。

◎大企業に対する中途採用比率の公表義務化……常時雇用する労働者数が301人以上に企業に対して、正規雇用労働者の採用者数に占める中途採用者数の割合の定期的な公表が義務付けます。

◎「就職祝い金」等の提供による職業紹介の禁止……職業紹介事業者が「就職祝い金」などの名目で求職者に金銭等を提供して就職の申し込みの勧奨を行うことが禁止となります。

◎労災保険の特別加入制度の対象範囲拡大……芸能関係作業従事者、アニメーション制作作業従事者、柔道整復師などが特別加入制度の対象に加わります。

■この記事の詳細は、情報BOX201512

事業再構築補助金の申請に必要なGビズID

事業再構築補助金の第1回の公募期間は3月26日～4月30日18時までとなりました(申請受付は4月15日開始予定)。

同補助金は電子申請での受付となり、「GビズIDプライムアカウント」を取得する必要がありますが、発行まで3～4週間程度の期間を要するため、特例として申請書等の郵送や審査を省略し早期に発行する「暫定GビズIDプライムアカウント」での申請が可能となります。

暫定プライムアカウントは、GビズID申請ページの「gBizIDプライム作成」から必要事項を記入する際、「部署名」欄に「特定補助金専用」と記入して申請することで発行されます。

★★★ 4月のチェックポイント ★★★

※延期された所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告・納付期限は4月15日(木)です。

※新入社員や扶養親族に異動があった社員から「扶養控除等(異動)申告書」の提出を受けます。

※「給与支払報告に係る給与所得者異動届出」は、4月15日(木)までに1月に提出した市町村に。

※協会けんぽの3月分(4月納付分)から健康保険料率の改定(都道府県で異なる)を確認します。なお、介護保険料率は、全国一律に1.80%(現行1.79%)に上げられます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和3年4月から開始される制度等（税制以外）

◆年金額の改定ルールの見直し

- ・年金額は、賃金・物価の変動に応じて改定する仕組みとなっており、賃金・物価の変動率がプラスの場合、マクロ経済スライドによる調整が行われます。
- ・平成28年の年金改革法により、年金の支え手である現役世代の負担能力（賃金）に応じた給付とする観点から、賃金変動率がマイナスであって、物価変動率を下回る場合には、賃金変動率に合わせて年金額を改定するよう改定ルールが見直され、令和3年4月から施行されます。
- ・令和3年度の年金額は、賃金変動率（0.1%）が物価変動率（0.0%）を下回ったことから賃金変動率によって改定され、令和2年度から0.1%の引下げとなります。

◆総額表示の義務付け

- ・令和3年3月末に消費税転嫁対策特別措置法が失効することに伴い、令和3年4月から消費者に対する価格表示は、消費税額を含む支払総額の表示（総額表示）が必要となります。
- ・総額表示は、「事業者が不特定かつ多数の者に、あらかじめ販売する商品等の価格を表示する場合」を対象として税込価格の表示を義務付けるものです。そのため、一般的な事業者間取引における価格表示は対象外です。
- ・税込価格が明瞭に表示されていれば、税抜価格や消費税額を併せて表示することも可能です。

◆中小企業に対するパートタイム・有期雇用労働法の適用

- ・パートタイム・有期雇用労働法（令和2年4月施行）の適用により、同一企業内における正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間で、賃金や福利厚生などの待遇について不合理な差が禁止となり、職務内容（業務の内容＋責任の程度）や職務内容・配置の変更範囲（転勤、人事異動、昇進などの有無や範囲）などの違いに応じた範囲内で待遇を決定する必要があります。
- ・事業主は、パートタイム・有期雇用労働者から、正社員との待遇の違いやその理由などについて説明を求められた場合は、説明をすることが義務付けられます。

◆高齢者雇用安定法の改正

- ・65歳までの雇用確保（義務）に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高齢者就業確保措置として、70歳までの定年引き上げ、定年制の廃止、70歳までの継続雇用制度の導入、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入、70歳まで継続的に社会貢献事業へ従事できる制度の導入のいずれかの措置を実施することが「努力義務」となります。
- ・上記及びを創業支援等措置といい、これらを導入するに当たっては、創業支援等措置の実施に関する計画を作成した上で、過半数労働組合等の同意を得る必要があります。

◆大企業に対する中途採用比率の公表義務化

- ・常時雇用する労働者が301人以上の企業に対し、直近3事業年度の各年度において採用した正規雇用労働者に占める中途採用者数の割合の定期的な公表を義務付けます。
- ・公表は、求職者が容易に閲覧できる方法（ホームページの利用など）により行います。
- ・初回の公表は、法施行（令和3年4月1日）後の最初の事業年度内に行い、その後は前回の公表からおおむね1年以内に公表を行います。

◆職業安定法に基づく指針の改正

- ・職業紹介事業者が、自ら紹介した就職者に対し転職したらお祝い金を提供するなど持ちかけて転職を勧奨し、繰り返し手数料収入を得ようとする事例があることから、「就職お祝い金」などの名目で、求職者に社会通念上相当と認められる程度を超えた金銭などを提供して求職の申し込みの勧奨を行うことを禁止します。

◆労災保険の特別加入制度の対象範囲拡大

- ・令和3年4月1日から、芸能関係作業従事者、アニメーション制作作業従事者、柔道整復師、改正高齢者雇用安定法の創業支援等措置に基づき事業を行う方について、労災保険の特別加入制度の対象となります。

◆賞与と支払届等に係る総括表の廃止及び賞与不支給報告書の新設

- ・賞与と支払届・算定基礎届の提出の際に添付していた総括表を廃止し、令和3年4月1日以降提出分から添付が不要となります。
- ・日本年金機構に登録している賞与支払予定月に、いずれの被保険者及び70歳以上被用者にも賞与を支給しなかった場合は、賞与不支給報告書を提出します。